

## 朝日町まちづくり条例及び施行規則（抜粋）

### ○朝日町まちづくり条例（抜粋）

（審議会、協議会又は委員会）

第11条 審議会、協議会又は委員会(以下「審議会等」といいます。)は専門的かつ技術的な判断が必要なことについて広く意見を聴き、様々な角度から検討する必要があるときに設置します。

2・3（略）

4 審議会等は、原則として公開します。

（非公開とするもの）

第16条 町民参加を行う中で、個人情報や公正で円滑に進めることができない内容が含まれるときは、非公開とします。

### ○朝日町まちづくり条例施行規則（抜粋）

（審議会等の会議の傍聴）

第10条 審議会等の会議を公開するに当たっては、会場の大きさ等を考慮の上、その都度傍聴人の定員を審議会等の長が定めるものとする。

2～7（略）

（非公開とするもの）

第14条 条例第16条の規定により非公開とする場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令又は条例の規定により公開しないとされている場合
- (2) 朝日町情報公開条例(平成11年朝日町条例第7号)第8条第2号に規定する非公開情報が含まれている場合
- (3) 公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- (4) その他正当な理由があると認められる場合